



## 認知症の相続人と相続手続

後編

MUFG相続研究所 主任研究員 加藤 亮吾

### 3. 「認知症」の相続人と遺言書による相続

では、亡くなられた方が遺言書を作成していた場合はどうなるのでしょうか？

遺言書で全部の財産の相続方法が決められていた場合、それに従って手続を行う限り、原則として遺産分割協議は必要ありません。

また、遺言書で死後に遺言内容の通り手続を行ってもらうべく「遺言執行者」を定めていた場合には、「遺言執行者」は、遺言書の通りに財産の分配や登記等を行うことができますので、相続人に「認知症」の方がいる場合も、「成年後見人」を選任しなくても相続手続が完結できる可能性があります。

ただし、「認知症」の方が、遺言書で取得される財産が少ないなど、相続財産額から計算された「遺留分」の金額を下回っているような場合には、注意が必要です。

後日、対象の方の「成年後見人」に就任した方や、対象の方が亡くなられた場合のその方の相続人等から、他の相続人に対して「遺留分侵害額請求」がなされることがあるかもしれませんので、注意が必要です。

また、相続手続が完結できるとはいつても、前編にも記載の通り、手続後の財産の管理等の問題は解決しないことに留意する必要があります。

不動産の場合、前編2.の通り、登記は出来てもその後の管理・メンテナンス等はできませんし、相続で借入金等の債務を引き継ぐような場合には、期日の管理や返済等も、本人が対応できなければ結局誰かのサポートが必要となることが想定されます。

ちなみに、遺言書に記載されていない財産があった場合等はどうなるのでしょうか？

対象の財産は、誰がもらうかが決まっていないので、結局、その財産について別途「遺産分割協議」を行うことが必要になってしまいます。

相続人の「遺産分割協議」の手間をなくしたい、との目的で「遺言書」を作成する場合には、遺言書で全財産が網羅されているか、また、状況により相続財産や相続人に変更があった場合には、遺言書の変更（遺言書は最後に作成したものが優先されます）も忘れずに行う必要がある点にも留意しておきましょう。

また、遺言書を作成する際に「補充遺言」（「予備的遺言」とも呼ばれます）により、相続人のだれかが先に亡くなられるようなケースも想定した遺言書を作成しておくことも有効です。



次ページへつづく▶

## 4. 遺言書ノススメ？

さて、3.では遺言書の作成の敷居を上げるようなことばかりを書いてしまいましたが、実際の相続手続では、遺言書はあったほうが良いのでしょうか。

結論としては、間違いなく「あったほうが良い」が回答と思われれます。

相続手続の際に認知症の相続人がいた場合、遺言書がないと、前編に記載したように、「成年後見人」を選任しなければほぼ確実に、手続は進まなくなってしまいます。

一方、よく考えて作成された遺言書があれば、3.に記載したように遺言の通りであれば手続ができてしまうこともあります。

また、結局、「成年後見人」を選任しなければならなかったとしても、財産の搜索・調査や、相続人間の遺産分割協議など、遺言書が良く考えて作られていればいるほど、遺言書がある事により別途行わなければならない手続を少なくできる可能性があるため、遺された相続人にとっては、遺言書がある事で確実に負担が減り、その分手続が楽になります。

そのため、折角遺言書を作るのであれば、手続に詳しい専門家にも相談しながら、自身の死後に手続が確実にできるような遺言書を作成しておくに越したことはありません。また、自分と同年代より上の方は、相続手続の際には高齢で認知症等の可能性が高まりますので、複雑な管理や手続が必要な財産を遺さないような工夫も大事かもしれません。



よく、巷の著名人の相続体験記などでは、『大切なご家族を亡くして気力もわかない中で、自身が相続手続を行わなければならなかったが、そもそも、どこから手を付けてよいやら何をしてよいやらわからず途方に暮れた』といった記載がありますが、これらは全く誇張ではありません。加えて、仮に、相続人に認知症の方がいらっしゃるような場合には、輪をかけて手続が煩雑になってしまうことも意識しておく必要があります。

また、遺言書では、相続人に代わって手続を行う者として「遺言執行者」を指定することができますが、認知症の方がいる場合も想定して遺言書を作成するのであれば、遺言執行者を誰にお願いするのかも含めて、その指定を忘れずに考えておく必要があります。

ただし、遺言書に遺言執行者の指定がない場合も、相続発生後に家庭裁判所で遺言執行者を選任してもらう事もできます。

なお、本コラムでは主に相続人に認知症の方がいる視点で記載してきましたが、「認知症」は、ご家族や相続人に限った話ではなく、遺言書を作成しようとするご本人の問題でもあります。

自覚症状もあまりないまま自身が「認知症」になってしまい、遺言書を作成できなくなってしまう事態も十分に考えられますので、遺言書を作成するのであれば、「まだ早いかも」と思うぐらいでも、早すぎることはないのかもしれないかもしれません。

最後となりますが、一口に「遺言書を作成する」と言っても、どのような方式で作成するか、生前に誰かに手続をお願いしておくか等、考え方はいろいろあります。

読者の皆様も、自分にとっての「遺言」の意味と、自分に合った「遺言書」の形を真剣に考えてみてはいかがでしょうか？